

殺した人を生かすこと

副代表 辻 孝 司

「死刑事件とのかかわり ～偶然による死刑～」

弁護士になって3年目、当会代表の堀和幸弁護士から、国選の殺人事件をやってみないかと声をかけていただきました。それまでに刑事事件は何十件か経験していましたが、いずれも覚せい剤や窃盗、傷害など比較的軽微な事案ばかりでした。人の生命が失われたような重大事件の経験はありませんでしたので、ひとりで殺人事件なんて引き受けていいのだろうかといったんは断りかけたのですが、たくさん国選事件をやっているようだし、自白事件で情状弁護だけだから大丈夫だよと背中を押していただき、受任することにしました。まだ、被疑者段階では国選弁護人がつかない時代でしたので、起訴された後での受任です。

ある男性が、借金問題をうるさく責めてくる妻が疎ましくなり、愛人と一緒に生活したいと考えて、妻子を殺害した事件でした。私は、重大事件の弁護活動のイロハもわからないまま、接見して事情を聞き取り、両親に連絡を取って情状証人を依頼しました。被告人は事実関係を全て認めており、検察官の請求した証拠には全て同意しました。被告人との接見の中で量刑の話が出ます。被告人は後悔と反省を深め、自分は死刑になってもいいと思うと話していました。私は、二人が死亡しているという結果や動機が身勝手であること、被害者らに何らの落ち度もないこと、犯行後に第三者による犯行に見せるための偽装工作までしていることなど悪い情状もあるものの、単純殺人（強盗や強姦目的ではない）で、前科もなく、反省もしていることからすれば、何とか死刑は回避できるだろうと考えていました。

ところが、いざ裁判という段階になって、検察官が証拠を追加して請求してきました。殺害された妻子の生命保険の加入状況に関する捜査報告書でした。当時の量刑相場からすれば、被害者が2名でも、前科のない単純殺人、家庭内の事件であれば、死刑になる可能性は高くありませんでした。しかし、そういう事案でも、保険金目的ということになれば、多くのケースで死刑判決が下されていました。検察官は、死刑判

決を獲るために証拠を追加請求してきたのです。検察官は、妻子を殺害して保険金を手に入れ、その金で愛人と新しい生活を始めようとしたと犯行動機を説明しました。しかし、捜査報告書に記載された生命保険は、勤務先の団体定期保険、学資保険や共済保険など、普通の家庭であれば多くの人が加入しているようなごくありふれた保険ばかりで、死亡保険金の額も少なく、加入時期も事件よりもずっと以前のものでした。被告人が保険金を請求しようとした痕跡も一切ありませんでした。

本来なら、弁護人は証拠請求に対して異議を述べ、却下を求めて激しく闘うべきですが、当時の私にはそんな知恵も勇気もなく、書証に同意し弁論だけで勝負するという大きな間違いを犯し、そのまま結審しました。

結審してから判決までの間、判決後の対応を協議するため、被告人に会いに行きました。私は検察官の無理な主張に怒り、もし死刑判決が下されたら慎重な判断を求めためにも控訴した方がいいと説得しましたが、彼は「死刑でいい」と言って、控訴には同意してくれませんでした。私は、どうすればいいのか分からないまま、何度も彼に会いに行き、死刑判決を受け入れることがどういうことなのか、殺した妻子への償いは生きていてはできないのか、死刑になることを被害者遺族はどう思うのか、被告人の両親はどう思うのか、被告人が生き続けることにどういう意味があるのかといったことを彼と一緒に考え、悩みました。結局、判決の日まで、彼は控訴するとは言ってくれませんでした。私が弁護人としての職責を果たすために控訴することについては了解してくれました。

判決で、裁判官は保険金目的を退け、無期懲役の判決を下しました。検察官は死刑を求めて控訴しましたが、控訴も棄却されました。

被告人はとても不運でした。強引に死刑を獲りにいこうとする検察官にあたってしまいました。それ以上に、経験のない弁護士が国選弁護人になってしまいました。同時に、被告人はとても幸運でした。冷静に証拠を見ってくれる裁判官にあたりました。裁判の結果は多くの偶然に左右されます。誰かが少しでも間違えば、結果は全く違うものになってしまいます。誰かの機嫌が悪ければ、それだけで結果が左右されてしまうかもしれません。検察官は、あえて確信的に間違えました。被告人の命を、事実をねじ曲げてでも奪おうとしたのです。それならば、それは犯罪です。そうではなくて、検察官も、遺族の心情を考えて死刑求刑はするものの、最終的には死刑にはならないと踏んだ上で、死刑求刑をする形を整えるために保険金目的を主張してきたのかもし

れません。もしそうなら、命や死刑というものをあまりに軽く扱っています。

こんな裁判によって人の命を奪うような決定をしていいのでしょうか。私は、その事件の後、刑事弁護に本気で取り組むようになりました。

「なぜ、殺すのか。 ~人を殺した人たち~」

私は、その後、何件かの殺人事件を弁護しました。死体のない強盗殺人事件、友人を殺害した事件、父親を殺したと疑われた女性の事件、職場の同僚を殺害した事件、家族を殺害した事件など、いろいろな事件がありました。被告人には男性も女性もいます。年齢や境遇も様々でした。

もし、この仕事をしていなければ、私はそうした、人を殺した人と話すことはもちろん、会うことすらもなかったでしょう。きっと、報道を見て、彼らを恐ろしいモンスターだと思い、死刑になっても当たり前だと思っていたでしょう。でも、私たち弁護士は、彼らに出会い、話をします。彼らが私たちと何ら変わりのない人であることを知っています。生まれたとき、彼らは殺人者ではありませんでした。母親の腕の中で無邪気に笑う赤ん坊だったでしょう。子どもの時も違ったでしょう。接見室で話をする彼らも、決して異なる存在ではなく、社会の中のどこにでもいそうな人たちです。私と変わるところは何もありません。でも、彼らは人を殺しました。私は、まだ誰も殺していない。その違いは何か。

彼らと出会う度に紙一重だと感じます。彼らに、もう少しお金があったら、もう少し誰かに愛されていたら、もう少し出会いに恵まれていたら、もう少し運が良かったら、彼らは被告人席に座ることはなかったかもしれない。少なくとも人を殺すことはなかった。

彼らに、私がしたことのない殺人という行為を実行させた、大きな負の力はいったい何なのか、その負の力を彼らに与えたのは何なのか、その原因はすべて彼らにあるのか。事件の結果を彼らに全て押しつけ、彼らの命を奪って、地球上から完全に消し去ってしまうことは、同じように生まれてきた人間として、とても不公平に思います。あまりに悲しく感じます。

「被害者のこと ~正義、道徳~」

犯罪で命を奪われた被害者のことを考えなければなりません。被害者の家族、友人

のことも考えなければなりません。被害者は普通に生活をしていました人であり、多くの人を愛し、愛されていた人です。無惨に殺されなければならない理由など、どの被害者にもありません。だから、せめて被害者が受けたのと同じだけの苦痛を犯人にも与えなければ納得がいかない。被害者の命を奪っておきながら、犯人だけが生き続けていることが許せない。こうした被害者や遺族の気持ちを否定することは決してできません。そして、社会が、そうした気持ちを受け止め、犯人を死刑にすることは一つの正義であり、道徳です。まずは、この前提に立って、死刑制度について考えるべきです。その上で、それでも死刑制度を廃止することが正しいと言えるのかを考えなければなりません。

そこに誤判の問題があります。一つの正義を実現するために、罪なき人が、死刑になるべきでない人が命を奪われることがある、その不正義をどのように考えるべきなのでしょう。

被疑者段階からの国選制度が始まりました。裁判員裁判が始まり、有罪慣れした裁判官による裁判に新鮮な市民感覚が取り入れられるようになりました。弁護技術や尋問技術、可視化や証拠開示、調書裁判からの脱却、死刑判決の全員一致や必要的上訴など、私たち弁護士はすでにいろいろな課題に取り組んでいます。もしかすると、こうした努力を積み重ねた結果、いつか、誤判の可能性がほとんど考えられない裁判というものが実現するかもしれません。

しかし、そんな裁判が実現するまでの間に、誤判によって間違っ奪われていく命があるとすれば、私たちは「仕方がない」と言って見過ごしていいのでしょうか。失われた命は決して取り戻すことはできません。

個々のケースで、多くの人が死刑にするしかないと思う事案があります。そうした事案で、被害者や遺族が死刑を望み、社会が死刑を実行するという正義があります。しかし、その正義を実現するために、新たに、取り返しのつかない、大きな不正義が生まれるのなら、その正義は諦めるしかありません。死刑制度以外の方法を考えるべきです。

「被害者のこと ～被害者救済策～」

被害者救済策が十分に整備されてから、死刑制度を廃止すべきという人もいます。合理的な考え方のようにも思えます。もちろん、被害者救済の方策をさらに一層充実

させていくことは必要なことであり、弁護士にとって重要な責務です。しかし、無惨に命を奪われた被害者や遺族の救済は簡単にできることではありません。私たち弁護士は、被害者や遺族が少しでも救済されるように不断の努力を続けていかなければなりません。それでも、被害者の救済策が十分に整備されたといえるようになるには、まだまだ長い時間がかからざるをえないと思います。

その整備が完了するのを待っている間、誤判によって奪われていく命があることを「仕方がない」とすましてしまっているのでしょうか。被害者救済策の不十分さは救済策を拡充することによって解決すべきであって、死刑制度で補っていることが間違っているのではないのでしょうか。

「死刑が廃止されるべきこと」

死刑執行に立ち会われたことのある元刑務官の方とお話しする機会がありました。私が、はじめに書いた保険金殺人とされた事例について説明していたところ、元刑務官の方は、話を聞き終わらないうちに、「普通の保険だったでしょう、金額も低くて」と話を遮られました。私がどうしてわかったのだらうと訝っていると、元刑務官の方は「あるんですよ。時々、そういうのが。」とぼそっと言われました。私には、その人たちがその後どうなったのかを聞くことはできませんでした。

死刑制度は、刑事司法制度にとって重要な問題です。それだけでなく、犯罪や、もっと広く「過ち」というものを社会がどのように受け止め、向き合っていくのかという、社会のあり方にもかかわってきます。死刑制度を廃止することで、刑事司法制度が変わり、社会の価値観が変わり、さらには、個人の正義感、道徳観も変化していくことになるだらうと思います。

犯罪のない安全、安心な社会にしたいことももちろんです。しかし、被告の命を奪い、社会から消し去るのでは憎しみと悲しみを重ねるばかりです。人は弱い。けれど可能性がある。だから人を信じて受け入れよう。憎しみや悲しみを乗り越える社会にしたいと願っています。